

変更届（店舗販売業）

次の事項を変更するときは、**変更した日から 30 日以内又は変更する前に届出**が必要です。

届書	様式第六（医薬品医療機器等法施行規則第十六条・第十六条の二関係）						
提出時期・部数	変更した日から 30 日以内 事前 1 部						
手数料	不要						
変更内容							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>届出事項</th> <th>添付書類等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 変更した日から 30 日以内 ①店舗販売業者（法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を含む。）の氏名又は住所 </td> <td> 店舗販売業者の氏名を変更するとき 個人の場合 戸籍謄（抄）本 又は戸籍記載事項証明書 法人の場合 登記事項証明書（変更内容が確認できるもの） 店舗販売業者の住所を変更するとき 個人の場合 なし 法人の場合 登記事項証明書（変更内容が確認できるもの） 薬事に関する業務に責任を有する役員が変更になったとき ・ 登記事項証明書（変更内容が確認できるもの） ・ 診断書（欠格条項に該当するおそれがある場合） 備考欄に、変更後の役員が法第 5 条第 3 号イからトまでのいずれかに掲げる者に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは「なし」と記載してください。 （記載例） 医薬品医療機器等法第 5 条第 3 号イからトまでに該当しない。 </td> </tr> <tr> <td> ②店舗管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数 ③店舗管理者以外の当該店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数 </td> <td> ・ 使用関係証書 または 雇用契約書の写し （雇用契約書の写しの場合、原本と照合しますので原本を持参してください。） ※個人開設の申請者である場合は必要ありません。 ・ 薬剤師免許証・販売従事登録証の確認を行いますので、届出時に原本を持参してください。 ※店舗開設者が原本照合した旨の記載がある免許証、登録証の写しでも可能です。 ・ 業務従事証明書 または、実務従事証明書（<u>登録販売者が管理者になる場合に必要です。</u>） ○第 2 類、第 3 類医薬品を販売する店舗で管理者になる場合、管理者要件を満たしていることが確認できる業務・実務従事証明が必要です。 ○要指導・第 1 類医薬品を販売する店舗で管理者になる場合は、過去 5 年間のうち 3 年間の業務従事証明が必要です。 ※管理者要件を満たさない登録販売者の氏名の横には「<u>研修中</u>」と記載してください。 ※管理医療機器販売業・貸与業を併せ行う際、店舗管理者と管理医療機器販売業等の営業所管理者が異なる場合は、備考欄に営業所管理者の氏名及び住所を記載してください。その際資格を確認する書類も併せて提出してください。 ※写しを提出する場合は原本を持参してください。 （店舗開設者が原本照合した旨の記載がある資格証の写し </td> </tr> </tbody> </table>	届出事項	添付書類等	変更した日から 30 日以内 ①店舗販売業者（法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を含む。）の氏名又は住所	店舗販売業者の氏名を変更するとき 個人の場合 戸籍謄（抄）本 又は戸籍記載事項証明書 法人の場合 登記事項証明書（変更内容が確認できるもの） 店舗販売業者の住所を変更するとき 個人の場合 なし 法人の場合 登記事項証明書（変更内容が確認できるもの） 薬事に関する業務に責任を有する役員が変更になったとき ・ 登記事項証明書（変更内容が確認できるもの） ・ 診断書（欠格条項に該当するおそれがある場合） 備考欄に、変更後の役員が法第 5 条第 3 号イからトまでのいずれかに掲げる者に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは「なし」と記載してください。 （記載例） 医薬品医療機器等法第 5 条第 3 号イからトまでに該当しない。	②店舗管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数 ③店舗管理者以外の当該店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数	・ 使用関係証書 または 雇用契約書の写し （雇用契約書の写しの場合、原本と照合しますので原本を持参してください。） ※個人開設の申請者である場合は必要ありません。 ・ 薬剤師免許証・販売従事登録証の確認を行いますので、届出時に原本を持参してください。 ※店舗開設者が原本照合した旨の記載がある免許証、登録証の写しでも可能です。 ・ 業務従事証明書 または、実務従事証明書（ <u>登録販売者が管理者になる場合に必要です。</u> ） ○第 2 類、第 3 類医薬品を販売する店舗で管理者になる場合、管理者要件を満たしていることが確認できる業務・実務従事証明が必要です。 ○要指導・第 1 類医薬品を販売する店舗で管理者になる場合は、過去 5 年間のうち 3 年間の業務従事証明が必要です。 ※管理者要件を満たさない登録販売者の氏名の横には「 <u>研修中</u> 」と記載してください。 ※管理医療機器販売業・貸与業を併せ行う際、店舗管理者と管理医療機器販売業等の営業所管理者が異なる場合は、備考欄に営業所管理者の氏名及び住所を記載してください。その際資格を確認する書類も併せて提出してください。 ※写しを提出する場合は原本を持参してください。 （店舗開設者が原本照合した旨の記載がある資格証の写し
届出事項	添付書類等						
変更した日から 30 日以内 ①店舗販売業者（法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を含む。）の氏名又は住所	店舗販売業者の氏名を変更するとき 個人の場合 戸籍謄（抄）本 又は戸籍記載事項証明書 法人の場合 登記事項証明書（変更内容が確認できるもの） 店舗販売業者の住所を変更するとき 個人の場合 なし 法人の場合 登記事項証明書（変更内容が確認できるもの） 薬事に関する業務に責任を有する役員が変更になったとき ・ 登記事項証明書（変更内容が確認できるもの） ・ 診断書（欠格条項に該当するおそれがある場合） 備考欄に、変更後の役員が法第 5 条第 3 号イからトまでのいずれかに掲げる者に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは「なし」と記載してください。 （記載例） 医薬品医療機器等法第 5 条第 3 号イからトまでに該当しない。						
②店舗管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数 ③店舗管理者以外の当該店舗において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数	・ 使用関係証書 または 雇用契約書の写し （雇用契約書の写しの場合、原本と照合しますので原本を持参してください。） ※個人開設の申請者である場合は必要ありません。 ・ 薬剤師免許証・販売従事登録証の確認を行いますので、届出時に原本を持参してください。 ※店舗開設者が原本照合した旨の記載がある免許証、登録証の写しでも可能です。 ・ 業務従事証明書 または、実務従事証明書（ <u>登録販売者が管理者になる場合に必要です。</u> ） ○第 2 類、第 3 類医薬品を販売する店舗で管理者になる場合、管理者要件を満たしていることが確認できる業務・実務従事証明が必要です。 ○要指導・第 1 類医薬品を販売する店舗で管理者になる場合は、過去 5 年間のうち 3 年間の業務従事証明が必要です。 ※管理者要件を満たさない登録販売者の氏名の横には「 <u>研修中</u> 」と記載してください。 ※管理医療機器販売業・貸与業を併せ行う際、店舗管理者と管理医療機器販売業等の営業所管理者が異なる場合は、備考欄に営業所管理者の氏名及び住所を記載してください。その際資格を確認する書類も併せて提出してください。 ※写しを提出する場合は原本を持参してください。 （店舗開設者が原本照合した旨の記載がある資格証の写し						

		<p>の場合は原本不要です。)</p> <p>※同じ店舗で、その他の薬剤師又は登録販売者から管理者に変更する場合は、使用関係証書が必要です。</p> <p>※変更後の管理者及び管理者以外の薬剤師又は登録販売者で新たに従事する者について、登録番号及び登録年月日を備考欄に記載してください。</p> <p>※現従事者の氏名が変わる場合は、変更前後の氏名が確認できる物を提示すること。(戸籍抄本、運転免許証、籍訂正後の薬剤師免許証・販売従事登録証等)</p>
	④店舗の構造設備の主要部分	変更前後の平面図
	⑤併せ行う医薬品の販売業その他の業務の種類	なし
	⑥通常の営業日及び営業時間	変更内容欄にすべて記載できない場合は、営業日・営業時間表に記載してください。
	⑦販売・授与する医薬品の区分	なし
事前	①店舗の名称	なし
	②相談時・緊急時の連絡先	なし
	③特定販売の実施の有無	新規に実施する場合は、「特定販売の概要」及び「営業日・営業時間表」を添付してください。
	④特定販売を行う際に使用する通信手段	なし
	⑤特定販売を行う医薬品の区分	なし
	⑥特定販売を行う営業時間	変更内容欄にすべて記載できない場合は、営業日・営業時間表に記載してください。
	⑦特定販売の広告に正式名称と異なる名称を表示する場合の名称	なし
	⑧主たるホームページアドレス	ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等がわかるようなホームページのイメージ等の書類。カタログ等を用いて特定販売を行う場合も同様にその概要がわかる資料。
	⑨適切な監督を行うために必要な設備の概要	その概要がわかる資料
届出時の注意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が法人の場合、住所・氏名欄にはそれぞれ、主たる事務所の所在地・名称及び代表者名を記載してください。 ・診断書は、発行日から<u>3ヶ月以内</u>のものが有効です。 ・登記事項証明書は、発行日から<u>6ヶ月以内</u>のものが有効です。 ・添付書類は、同一の書類がすでに提出されていて、6ヶ月を超えない場合は省略することができます。その際は、備考欄にその旨を記載してください。 (記載例) ○○は、△年△月△日に××薬局の□□届の添付書類として提出したため省略 ・許可番号は許可証の番号を、許可年月日は許可証の有効期間の初日を記載してください。 ・提出書類は1部ですが、保健所の受付印等が必要な場合は写しを別途準備してください。

	<p>・申請届出様式は、熊本市ホームページからダウンロードできます。 http://www.city.kumamoto.jp/ 熊本市ホームページ>申請書ダウンロード>絞り込み検索（「店舗販売業」を入力）</p>
--	---